

令和元年（ネ）第2271号 福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告） （閲覧制限）

被控訴人（一審被告） 国ほか1名

第10準備書面

令和3年1月22日

東京高等裁判所第16民事部口係 御中

被控訴人（一審被告国）指定代理人

清	平	昌	大	
松	本	亮	一	
江	本	満	昭	
服	部	文	子	
大	野	史	絵	
柴	田	唯	人	
布	村	希志	子	
福	崎	有	沙	
松	坂	一	樹	

第1	一審原告らの主張	1
第2	一審被告国の反論	1
1	はじめに	1
2	本件事故前における津波を対象とした確率論的安全評価の進展状況からすれば、本件事故前において、確率論的安全評価の一つであるASP評価の評価結果に依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはできなかつたこと	3
3	ASP評価報告書で述べられている「条件付炉心損傷確率」は、種々の条件（仮定）を前提にした上で算定されたものであるから、本件事故前において、これに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはなおさらできなかつたこと	5
4	ASP評価報告書においては、いかなる設計・強度による水密扉を設置すべきか一切言及・検討されていないから、外部から建屋内部への浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により「条件付炉心損傷確率」が約4割軽減できるとの同報告書の指摘をもって、一審被告国の本件事故前の対応が不合理であったということとはできないこと	7

一審被告国は、本準備書面において、JNESが行った前兆事象評価（以下「ASP評価」という。）に関する一審原告らの主張（一審原告ら第15準備書面第3の2・10ないし14ページ）に対し、必要な限度で反論する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第1 一審原告らの主張

一審被告国が「ルブレイエ原子力発電所において講じられた水密化措置は、局所的・部分的なものであり、建屋等の全部の水密化が技術的に可能であることを示すものでも、規制機関においてこれを命ずべき根拠となるものではない」（一審被告国控訴答弁書194ページ）と主張したのに対し、一審原告らは、平成19年4月にJNESが作成・公表した「安全情報の分析・評価に関する報告書＝前兆事象評価の適用＝」（甲ハ第53号証。以下「ASP評価報告書」という。）が、「ルブレイエの事例と同規模の外部溢水に対して、水密扉の設置等により、原子炉建屋最下層に設置された機器の浸水による機能喪失を防ぐ対策を考慮する場合、例えば加圧水型原子炉（PWR）では、タービン動補助給水ポンプ室への浸水防止対策により、当該ポンプの機能喪失を防止することで条件付炉心損傷確率が約4割減少することがわかり、外部溢水事情に対するリスク低減の観点から有効であることが示された」と結論しており、同報告書が保安院に提出されていたことをもって（一審原告ら第15準備書面13及び14ページ）、上記の一審被告国の主張が誤りである旨主張する。

第2 一審被告国の反論

1 はじめに

(1) 一審被告国第1準備書面第4及び第5（33ないし95ページ）等のと

おり、一審被告東電や土木学会は、平成14年2月に決定論的手法として極めて安全寄りに策定された津波評価技術を公表した後も、引き続き、それでもなお残る津波の想定に伴う不確かさの存在を前提に、更なる安全性向上のために確率論的津波ハザード解析手法の研究開発を行い、その中で科学的知見の成熟度の程度に応じた安全対策を行うべく「長期評価の見解」を取り入れてきたものであるが、一審被告国（保安院）は、「長期評価の見解」が公表された直後の平成14年8月、一審被告東電からヒアリングを実施し、「長期評価の見解」をどのように取り扱うかについての説明を求めた上、一審被告東電に対し、取扱いを決定するに当たって専門家からの意見を聴取することを指示し、その後、一審被告東電から、上記指示に基づき専門家から聴取した意見も踏まえて、「長期評価の見解」を決定論ではなく確率論において取り扱っていく方針であるとの報告を受け、これを了承するなど、「長期評価の見解」について、受け手側の立場において理学的な成熟性の程度を踏まえた検討を経て取り扱っており、かかる対応は工学的に正当性を有する規制判断であったといえる。

このように、本件事故前は、一審被告国、一審被告東電を含む事業者ら及び専門家らにおいて、津波を対象とした確率論的安全評価（津波PSA）及びその前提となる確率論的津波ハザード解析手法（PTHA）の確立に向けた努力が続けられていたものの、本件事故までの工学的知見の到達点としては、これらが確立し、更なるリスク評価やこれに基づいた対応が可能になる状態には至らなかったものである。

したがって、本件事故前において、確率論的安全評価の評価結果に依拠して、津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはそもそもできなかったというべきである。

- (2) 一審原告らが指摘するASP評価報告書におけるASP評価は、確率論的安全評価の一つであるところ、前記(1)で述べた本件事故前における津波

を対象とした確率論的安全評価の進展状況からすれば、本件事故前において、ASP評価の結果に依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはそもそもできなかった（後記2）。

加えて、ASP評価報告書で述べられている「条件付炉心損傷確率」は、種々の条件（仮定）を前提にした上で算定されたものであるから、本件事故前において、これに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはなおさらできなかったし（後記3）、同報告書においては、いかなる設計・強度による水密扉を設置すべきか一切言及・検討されていないから、外部から建屋内部への浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により「条件付炉心損傷確率」が約4割軽減できるとの同報告書の指摘をもって、一審被告国の本件事故前の対応が不合理であったということもできない（後記4）。

以下、詳述する。

2 本件事故前における津波を対象とした確率論的安全評価の進展状況からすれば、本件事故前において、確率論的安全評価の一つであるASP評価の評価結果に依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはできなかったこと

(1) 一審被告国（特に規制行政庁である保安院）は、平成13年1月の保安院発足当初から、従来からの決定論的手法に基づく規制活動を行うのと並行して、より一層の科学的・合理的な安全規制を目指して、確率論的手法を用いることにより得られるリスク情報をも規制に活用するため、必要となる制度的基盤及び知識基盤の整備に向けて取り組んでいた（一審被告国原審第23準備書面第3・5ないし11ページ）。

しかるところ、経済産業大臣は、前記の知識基盤の整備の一環として、JNESに対し、その発足当時から、確率論的安全評価手法の整備を指示しており（丙ハ第104号証7及び8ページ）、これを受けて、JNES

は、平成16年頃から、地震及び火災に引き続いて津波P S A手法の開発を本格化させ、学会発表や成果報告書の公表等で一定の成果を上げてきた（一審被告国原審第23準備書面第3の2(2)・8ないし11ページ）。

A S P評価報告書は、J N E Sの前記成果の一つであり、A S P評価は、確率論的安全評価の一つである*1。

- (2) このように、一審被告国は、本件事故前、確率論定安全評価手法の整備に取り組んでいたが、確率論的安全評価のうち、津波を対象とした確率論的安全評価（津波P S A）及びその前提となる確率論的津波ハザード解析手法（P T H A）は、本件事故に至るまで、工学的知見として確立し、更なるリスク評価やこれに基づいた対応が可能になる状態には至らなかったためであるから（一審被告国原審第23準備書面第4・11ないし31ページ）、本件事故前において、これらに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはできなかつたものである。
- (3) したがって、確率論的安全評価の一つであるA S P評価の結果に依拠して、一審被告国の津波対策に係る規制判断を論難する一審原告らの前記第

*1 A S P評価が確率論的安全評価の一つであることは、J N E Sが、A S P評価報告書において「条件付炉心損傷確率」（その算定方法等については、後記3において詳述する。）を算定したことについて、「P S A〔引用者注：確率論的安全評価〕手法の整備に係る業務（原子炉施設）」（丙ハ第203号証・J N E Sの「事業報告書平成18年度」28及び29ページ）の一つと位置づけていることから明らかである。

1の主張は、失当というほかない*2。

3 ASP評価報告書で述べられている「条件付炉心損傷確率」は、種々の条件（仮定）を前提にした上で算定されたものであるから、本件事故前において、これに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはなおさらできなかったこと

(1) 一審被告国原審第23準備書面第4の2(2)ア(13及び14ページ)のとおり、津波を対象とした確率論的安全評価は、基本的に、①(津波)ハザード評価(地震に起因する津波を対象とし、震源位置や規模、発生頻度などの不確かさを考慮してモデル化するとともに、海底地形の影響を考慮した津波伝播をモデル化して数値解析により原子力発電所沿岸における津波波高の経時変化を算定し、最大波高〔押し波〕及び最小波高〔引き波〕を求め、各モデルにより求めた波高の値を中央値とする確率分布関数を仮定し、津波波高と発生確率の関係として津波ハザード曲線を算出すること)、②機器フラジリティ評価(押し波による重要機器の冠水や流砂による取水ピットの埋没、引き波による冷却水の不足など、損傷モードを考慮して機能喪失確率を算出すること)、③事故シーケンス評価(津波による事故シナリオを考慮して炉心損傷に至る確率を評価し、津波ハザード評価と組み合わせることで炉心損傷頻度を評価すること)の3つの要素により構成されてい

*2 なお、本件事故後に発足した原子力規制庁は、原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させることを目的として、同庁の内部組織として技術情報検討会を設置しているところ(丙ハ第204号証・平成25年2月13日付け「原子力施設の運転経験反映のための取組みについて」)、同検討会においては、国内外の事故トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析等を進めるに当たり、ASP評価結果をスクリーニングにおける定量的基準の一つとして用いているところである(丙ハ第205号証・「国内外の事故トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析等の進め方」5ページ)。

る。

(2) 他方で、ASP評価報告書で述べられている「条件付炉心損傷確率」は、「条件付」という語句が付されていることから明らかなとおり、種々の条件（仮定）を前提にした上で算定されたものである。

すなわち、ASP評価報告書においては、ルブレイエ原子力発電所の外部溢水事象を前兆事象とする「条件付炉心損傷確率」を算定するに当たり、「解析条件」として、

ア ルブレイエ原子力発電所はPWRプラントであった上、事故原因は河川の氾濫によるものであったものの、これらの事情は捨象して「国内のBWRプラントの原子炉建屋内に浸水した場合を想定」する、

イ 「ルブレイエでは、浸水によりすべての機器が機能喪失したわけではないが、本解析においては浸水の事実を優先させ、浸水した区域に設置される機器は機能喪失するものと仮定する」、

こととしている（甲ハ第53号証3-8ページ）。

前記アのとおり、事故原因を捨象して「原子炉建屋内に浸水した場合」を初期条件として設定しているため、当然のことながら、河川の氾濫の発生確率や敷地内に流入した洪水が建屋内へ浸水する確率等といったハザード評価は考慮されていないし、また、前記イのとおり、浸水した区域に設置される機器は機能喪失すると仮定しているため、機器フラジリティ評価も考慮されていない（甲ハ第53号証3-1ないし3-4、3-7ないし3-9、3-37事例2）。

(3) そうすると、このようにして算定された「条件付炉心損傷確率」は、「事象の重要度を（中略）評価する」（甲ハ第53号証1-1ページ）限度では合理性があるものの、これを基に規制判断ができるという性質のものではない。

前記2のとおり、本件事故前は、確率論的安全評価の評価結果に依拠し

て津波対策に係る規制判断を行える状況にそもそもなかったが、前記(2)のとおり、ASP評価報告書における「条件付炉心損傷確率」は、種々の条件(仮定)を前提にした上で算定されたものであるから、本件事故前において、これに依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはなおさらできなかつたものである。

「条件付炉心損傷確率」を根拠に本件事故前の一審被告国の対応を批判する一審原告らの前記第1の主張は、「条件付炉心損傷確率」の意味や性質を踏まえないものであり、失当である。

4 ASP評価報告書においては、いかなる設計・強度による水密扉を設置すべきか一切言及・検討されていないから、外部から建屋内部への浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により「条件付炉心損傷確率」が約4割軽減できるとの同報告書の指摘をもって、一審被告国の本件事故前の対応が不合理であったということはできないこと

(1) ASP評価報告書では、「安全性向上対策の有効性の評価」(甲ハ第53号証3-24ページ)として、ルブレイエ原子力発電所の事例と同規模の外部溢水が生じた場合、一定の機器が機能喪失すると仮定した上で、「建屋内部への外部からの浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により、原子炉の安全に係る機器の機能喪失を防ぐことを(マ)安全性向上策として検討」することとし(同ページ)、具体的には、ポンプ室に外部からの浸水を防ぐことが可能な水密扉を設置した場合を仮定して解析している(同号証3-24ないし3-26, 3-41ページ)。

その上で、ASP評価報告書においては、「ケース1」(解析条件として、「タービン動補助給水ポンプのポンプ室に外部からの浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置を当該事例の再発防止策として考慮し、タービン動補助給水ポンプが外部溢水によって機能喪失しないという条件をベースケースの条件に追加した」もの。甲ハ第53号証3-25ページ)の解析結果と

して、「条件付炉心損傷確率」(4.8×10^{-5})がベースケースの「条件付炉心損傷確率」(7.8×10^{-5})から約4割減少しており(同ページ)、「ルブレイエの事例と同規模の外部溢水に対して、水密扉の設置等により、原子炉建屋最下層に設置された機器の浸水による機能喪失を防ぐ対策を考慮する場合、タービン動補助給水ポンプのポンプ室への浸水防止対策は、外部溢水事象に対するリスク軽減の観点から有効であることが示された」と指摘されている(同号証3-26ページ)。

(2) しかしながら、ASP評価報告書において、いかなる設計・強度による水密扉を設置すべきかは一切言及・検討されていないから、前記(1)の指摘があることをもって、一審原告らが主張する建屋等の全部の水密化(主要建屋等が存在する敷地内にそのまま浸入した津波から安全上重要な機器の全てを防護するという意味での建屋等の水密化の措置)を講じるべきであったなどということとはできない。

(3) したがって、ASP評価報告書における前記(1)の指摘をもって、一審被告東電に水密化の措置を講じさせなかった一審被告国の本件事故前の対応が不合理であったという一審原告らの前記第1の主張は、理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

	略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
A	ASP評価	JNESが行った前兆事象評価	第10準備書面	1	
	ASP評価報告書	平成19年4月にJNESが作成・公表した「安全情報の分析・評価に関する報告書＝前兆事象評価の適用＝」(甲ハ第53号証)	第10準備書面	1	
I	ICRP	国際放射線防護委員会	答弁書	37	
J	INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	原審第2準備書面	40	
	JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	5部判決	55	
	JAEA	日本原子力研究開発機構	第4準備書面	10	
	JAMSTEC	独立行政法人海洋研究開発機構	控訴答弁書	52	
L	LNT	ICRPが採用しているしきい値なし直線	原審第8準備書面	9	
	LSS第14報	放影研報告書	原審第18準備書面	50	
N	No. 50-SG-S10B	IAEA安全シリーズNo. 50-SG-S10B「海岸敷地における原子力プラントに対する設計ベース洪水 安全指針」	原審第24準備書面	10	
	NUPEC	財団法人原子力発電技術機構	控訴答弁書	103	
M	M/C	高圧電源盤	第9準備書面	8	
	MCC	モーターコントロールセンター	第9準備書面	8	
O	O. P.	小名浜港工事基準面(「Onahama Pile」)	原審第1準備書面	11	
P	P/C	パワーセンター	第9準備書面	8	
W	WG	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ	5部判決	295	
	WG報告書	平成23年12月22日公表の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告書	5部判決	295	
ア	青木氏	青木一哉氏	原審第16準備書面	21	

	阿部(1999)	1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュードMtの決定－歴史津波への応用－」	原審第6準備書面	80
	阿部氏	阿部勝征氏	原審第6準備書面	3
	阿部博士	阿部清治博士	原審第16準備書面	20
	安全系	原子炉施設の「重要度の特に高い安全機能を有する系統」	原審第13準備書面	25
	安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	原審第13準備書面	10
イ	伊方原発訴訟最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	原審第24準備書面	8
	一審原告ら	控訴人ら	控訴答弁書	1
	一審被告国	被控訴人国	控訴答弁書	1
	一審被告東電	一審被告東京電力ホールディングス株式会社	控訴答弁書	3
	一審原告ら控訴理由書1	一審原告らの2019(令和元)年10月30日付け控訴理由書(責任論)	控訴答弁書	1
	一審原告ら控訴理由書2	一審原告らの2019(令和元)年10月31日付け控訴理由書(2)(損害論)	控訴答弁書	1
	一審原告ら第6準備書面	一審原告らの2020(令和2)年9月23日付け第6準備書面	第7準備書面	1
	一審原告ら第7準備書面	一審原告らの2020(令和2)年9月23日付け第7準備書面	第7準備書面	1
	茨城県波源モデル	「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」(甲ロ第74号証)において検討された延宝房総沖地震に係る波源モデル	第4準備書面	8
	今中氏	今中哲二氏	意見書	5
	今中氏意見書	2017年(平成27)年5月27日付け今中氏の意見書	原審第18準備書面	73
	今村教授	今村文彦教授	原審第11準備書面	6
ウ	上津原氏	上津原勉氏	第8準備書面	20
エ	延宝房総沖地震	1677年11月の房総沖の地震	原審第5準備書面	24
オ	大飯発電所	関西電力株式会社大飯原子力発電所	原審第1準備書面	20

	大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決・民集68巻8号799ページ	原審第3準備書面	1	
	大竹	平成14年長期評価の公表当時、日本地震学会会長兼地震予知連絡会会長であった大竹政和	5部判決	200	
	岡村委員	岡村行信委員	第4準備書面	71	
	岡本教授	岡本孝司教授	原審第11準備書面	2	
	岡本意見書(2)	平成28年10月7日付け岡本教授の意見書(2)	原審第14準備書面	2	
	屋内退避に係る精神的損害	屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に係る精神的損害	5部判決	330	
	女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	原審第1準備書面	20	
カ	仮説①	「長期評価の見解」がその評価の前提として採用した、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域(日本海溝付近)において、過去に発生したマグニチュード8クラスの地震である慶長三陸地震、延宝房総沖地震及び明治三陸沖地震を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)と評価する仮説	5部判決	266	
	仮説②	「長期評価の見解」がその評価の前提として採用した、具体的な地域は特定できないものの、明治三陸沖地震と同程度の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内(日本海溝付近)のどこでも発生する可能性があるという仮説	5部判決	266	
	笠原名誉教授	笠原稔名誉教授	原審第16準備書面	20	
	金戸氏	土木調査グループ金戸俊道	第4準備書面	7	
	川原	平成14年長期評価の公表当時、保安院原子力発電安全審査課耐震班の責任者(班長)であった川原修司	5部判決	198	
	関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	原審第3準備書面	1	
キ	起因事象	現実に起き得る異常や事故の発端となる事象	原審第7準備書面	6	
	既設ケーブル	原子炉建屋等の建屋内の電源盤から機器への既設ケーブル	第9準備書面	25	

	基準津波	供用中に設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第8準備書面	11
	旧労基法	昭和47年法律第57号による改正前の労働基準法	原審第3準備書面	10
ク	クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第1準備書面	2
	クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決の2つの判決	原審第3準備書面	1
ケ	計画的避難区域	原災法に基づき、福島第一発電所から半径20Km以遠の周辺地域で計画的な避難を指示した区域	原審第8準備書面	15
	刑事事件	一審被告東電元役員らを被告人とする刑事事件	控訴答弁書	128
	刑事判決	一審被告東電の元役員を被告人とする刑事事件に係る一審判決(東京地方裁判所令和元年9月19日判決)	第6準備書面	36
	原告番号1-1	小野深雪	5部判決	404
	原告番号1-2	小野誠二	5部判決	404
	原告番号1-3	井ノ上光華	5部判決	404
	原告番号1-4	小野瑠々華	5部判決	404
	原告番号1-5	小野篤志	5部判決	404
	原告番号2-1	菅野貴浩	5部判決	404
	原告番号2-2	菅野里美	5部判決	405
	原告番号2-3	渡邊早央莉	5部判決	405
	原告番号2-4	菅野光佑	5部判決	405
	原告番号2-5	菅野史佳	5部判決	405
	原告番号3	千葉民子	5部判決	405
	原告番号4	羽田典子	5部判決	405
	原告番号5-1	松本美喜子	5部判決	405
原告番号5-2	松本貢	5部判決	405	

原告番号5-3	松本悠風	5部判決	406	
原告番号5-4	松本海翔	5部判決	406	
原告番号6-1	渡辺仁子	5部判決	406	
原告番号6-3	渡辺大将	5部判決	406	
原告番号6-4	渡辺紗絵	5部判決	406	
原告ら引用部分1	<p>「ドライサイトの考え方は、安全性に影響しかねない敷地内浸水ハザードへの対策の要点と考えられる。発電所の当初レイアウトはこれをもとに定めるべきであり、また発電所の供用寿命中にもこれを再評価することによって、こうした状況を確認する必要がある。再評価で否定的な結果が出た場合には、適切な防護策及び減災措置を、適時に実施しなければならない。」「上述の条件(引用者注:ドライサイトの条件)が満たされない場合、サイトは『ウェットサイト』、すなわち設計基準浸水の水位がプラント主地盤高よりも高いと決定されたものと見なされる。従って建設・供用の各段階中、恒久的なサイト防護策を取る必要がある、また上述のように、こうした人工的なプラント防護策は、安全上重要な物件と見なすべきであり、従って適切に設計・保守する必要がある。」</p>	原審第12準備書面	15	
原告ら引用部分2	<p>「日本国内の手法と国際慣行との齟齬を指摘しておきたい。前節で述べたとおり、1960年代と1970年代には、地震とそれに付随する(津波などの)ハザードの推定手法を適用する際には、歴史記録を用いるのが一般的な国際慣行であった。この手法は基本的に、決定論的なものであった。安全シリーズNo.50-SG-S1に詳述されているように、歴史記録のある最大の震度または規模に上乘せし、そのような事象がサイトから最短の距離で起きると想定することにより、安全余裕を大きめに取ることで、年間発生頻度の非常に低い、未実測の激甚事象に関する情報の欠如を補うのが国際慣行であった。」</p> <p>数十年ないし数百年というごく近年の期間分しかない、有史の実測事象データを主として用いるという、少なくとも2006年までの日本国内の手法が、津波ハザードの評価にあたって、地震規模を過小評価する主因となった。発電所の当初設計時点での一般的な国際慣行では、地震及びそれに付随する(津波などの)ハザードの推定手法を適用時に、歴史記録を用いることとされていた。必要とされる低確率(通常受け入れられている再来期間は1万年単位)と釣り合うような先史データがないことを埋め合わせるため、この慣行では次のような想定を置いていた。</p> <p>(i)歴史記録のある最大の震度または規模に上乘せする決まりと、(ii)震源をサイトから最短距離に置く想定とである。…」</p>	原審第12準備書面	17	

原告ら第1準備書面	原告ら2016(平成28)年5月11日付け第1準備書面	原審第4準備書面	1	
原告ら第2準備書面	原告ら2016(平成28)年8月22日付け第2準備書面(規制権限不行使の違法性の判断枠組みと考慮要素等)	原審第3準備書面	1	
原告ら第3準備書面	原告ら2016(平成28)年8月22日付け第3準備書面(被告国が我が国の原子力事業を主導してきたことについて)	原審第3準備書面	2	
原告ら第5準備書面	原告ら2016(平成28)年10月20日付け第5準備書面(予見可能性の対象及び予見義務について)	原審第5準備書面	1	
原告ら第6準備書面	原告ら2016(平成28)年10月20日付け第6準備書面(津波の予見可能性を基礎づける主張)	原審第5準備書面	2	
原告ら第9準備書面	原告ら平成28年12月8日付け第9準備書面(敷地高さを超える津波が予見できれば結果回避措置を取るべきこと)	原審第6準備書面	1	
原告ら第10準備書面	原告ら2016(平成28)年12月8日付け第10準備書面(本件で求められる具体的な結果回避措置について)	原審第7準備書面	2	
原告ら第11準備書面	原告ら2017(平成29)年2月2日付け第11準備書面(被告国の規制権限に関する主張に対する反論)	原審第9準備書面	1	
原告ら第12準備書面	原告ら2017(平成29)年2月2日付け第12準備書面(被告国の予見可能性の程度、予見を基礎づける知見についての主張に対する反論)	原審第10準備書面	1	
原告ら第13準備書面	原告ら2017(平成29)年4月20日付け第13準備書面(津波の予見可能性に関するまとめ)	原審第12準備書面	1	
原告ら第15準備書面	原告らの2017(平成29)年6月15日付け第15準備書面(規制権限についての補充)	原審第13準備書面	1	
原告ら第16準備書面	原告らの2017(平成29)年6月15日付け第16準備書面(被告らの結果回避義務・結果回避可能性)	原審第14準備書面	1	
原告ら第17準備書面	原告ら2017(平成29)年6月15日付け第17準備書面(低線量被ばくの危険について)	原審第18準備書面	1	
原告ら第19準備書面	原告ら第4準備書面及び原告らの2017(平成29)年7月27日付け第19準備書面(包括慰謝料の整理について)	原審第18準備書面	1	
原告ら第20準備書面	原告ら2017(平成29)年7月27日付け第20準備書面	原審第24準備書面	1	

原告ら第22準備書面	原告らの2018(平成30)年1月18日付け第22準備書面	原審第25準備書面	1	
原告ら第24準備書面	原告らの2018(平成30)年6月14日付け第24準備書面	原審第25準備書面	1	
原告ら最終準備書面第3分冊	2018(平成30)年8月30日付け最終準備書面(第3分冊)	原審第29準備書面	1	
原告番号1の世帯	原告番号1-1ないし1-5の世帯	原審個別第1準備書面(1)	5	
原告番号2の世帯	原告番号2-1ないし2-5の世帯	原審個別第2準備書面(1)	5	
原告番号5の世帯	原告番号5-1ないし5-4の世帯	原審個別第5準備書面(1)	5	
原告番号6の世帯	原告番号6-1, 6-3及び6-4の世帯	原審個別第6準備書面(1)	5	
原災法	原子力災害対策特別措置法	5部判決	16	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	原審第26準備書面	359	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	5部判決	8	
コ				
後段規制	設計及び工事の方法の認可, 使用前検査の合格, 保安規定の認可及び施設定期検査までの規制	原審第2準備書面	18	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波, 地質・地盤合同ワーキンググループ	5部判決	221	
工認審査ガイド	耐津波設計に係る工認審査ガイド(甲ハ第38号証)	第9準備書面	71	
国賠法	国家賠償法	5部判決	8	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	16	
国会事故調査委員会	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	原審第22準備書面	1	
後藤氏	後藤政志氏	第9準備書面	4	
サ				
最終ヒートシンク確保対策	冷却用海水ポンプの被水による機能喪失を防ぐための対策を講じること	第9準備書面	2	
酒井博士	酒井俊朗博士	原審第16準備書面	21	

崎山氏	崎山比早子氏	原審第8準備書面	1	
崎山意見書①	平成27年1月7日付け崎山比早子の意見書	原審第8準備書面	1	
崎山意見書②	2016年5月9日付け崎山比佐子の意見書 (丙ニ共第31号証)	原審第18準備書面	64	
崎山意見書④	2016年12月28日付け崎山比佐子の意見書4(丙ニ共第33号証)	原審第18準備書面	59	
崎山意見書⑤	2016年12月20日付け崎山比佐子の意見書5(甲ニ共第48号証)	原審第18準備書面	52	
佐々木氏	佐々木康人氏	原審第18準備書面	82	
佐々木ほか連名意見書	平成28年10月26日付け佐々木康人ほかの意見書(丙ニ共第5号証)	原審第18準備書面	37	
佐竹教授	佐竹健治教授	原審第16準備書面	20	
佐竹証人	佐竹健治証人	原審第6準備書面	1	
佐竹証人調書①	千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか事件第10回口頭弁論期日における地震・津波の専門家である佐竹健治証人の証人調書(丙口第48号証)	原審第6準備書面	1	
佐竹証人調書②	千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか事件第11回口頭弁論期日における地震・津波の専門家である佐竹健治証人の証人調書(丙口第49号証)	原審第6準備書面	1	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)という論文	原審第5準備書面	40	
35m盤	O. P. +35メートル盤	第9準備書面	2	
シ 試算津波	平成20年試算による想定津波	原審第16準備書面	171	
自主的避難等対象者	本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者	5部判決	334	
地震本部	地震調査研究推進本部	原審第1準備書面	15	
実績報告書	福島第一原発事故にともなういわき市の放射能汚染マップ作成と初期被曝量評価に関する研究」実績報告書	原審第18準備書面	73	
柴田氏	柴田義貞氏	意見書	8	
島崎証人	島崎邦彦証人	原審第6準備書面	1	

島崎証人調書①	千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか事件での第8回口頭弁論期日における島崎証人の証人調書(丙口第50号証)	原審第6準備書面	1	
島崎証人調書②	千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか事件での第9回口頭弁論期日における島崎証人の証人調書(丙口第51号証)	原審第6準備書面	1	
島根発電所	中国電力株式会社島根原子力発電所	第9準備書面	7	
重大事故等	重大事故(炉規法43条の3の6第1項3号, 実用炉規則4条)や重大事故に至るおそれがある事故を併せて	原審第23準備書面	26	
10m盤	福島第一原発の敷地高さ(O. P. +10メートル)	控訴答弁書	142	
宿泊費等	本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域から避難すること余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用	5部判決	328	
首藤名誉教授	首藤伸夫名誉教授	原審第16準備書面	20	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	原審第4準備書面	15	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされる津波	原審第5準備書面	37	
詳細設計	原子炉施設の具体的な設計や工事方法	原審第2準備書面	18	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	5部判決	47	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月23日に原子力委員会によって策定された安全設計審査指針	5部判決	47	
新技術基準	安全設計審査指針及び発電用原子力設備に関する技術基準	原審第1準備書面	30	
新技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)	控訴答弁書	2	
新設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)	控訴答弁書	2	
新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則	原審第11準備書面	30	
新規制基準	新技術基準規則及び新設置許可基準規則の総称	控訴答弁書	2	
審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る津波審査ガイド(丙口第90号証)	原審第14準備書面	19	

	深層防護	原告らの主張の「多重防護」という用語と「深層防護」という用語を統一している	原審第26準備書面	227	
	新設ケーブル	高台に新設する電気室等から原子炉建屋までのケーブル	第9準備書面	25	
	新耐震指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会が定めた、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第4準備書面	4	
ス	水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	原審第3準備書面	9	
	推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定するものとされた、地震防災対策を推進する必要がある地域	5部判決	212	
セ	政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」	答弁書	8	
	設計上の想定津波	具体的な根拠を持った津波の発生可能性を余すことなく取り入れて、設計基準として想定すべき津波	控訴答弁書	35	
	1990年勧告	ICRPが平成2年(1990年)に行った勧告	原審第8準備書面	1	
	1992年勧告	ICRP Publication63	原審第18準備書面	21	
	1999年勧告	ICRP「Publication82 長期放射線被ばく状況における公衆の防護」	原審第18準備書面	6	
ソ	総合基本政策	平成11年4月23日、地震防災対策特別措置法7条2項1号により策定した地震本部の活動の指針となる「地震調査研究の推進について」	原審第19準備書面	8	
	その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取り消しの措置以外の規制措置	原審第3準備書面	14	
	成氏	成元哲氏	原審第18準備書面	105	
タ	対象区域外滞在	避難に引き続き本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域外での滞在	5部判決	328	
	耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第5準備書面	6	
	耐震バックチェック	耐震バックチェック指示を受けて、一審被告東電やほかの原子力事業者が行う評価や同評価に係る規制側における審査	第4準備書面	5	
	耐震バックチェック指示	平成18年9月20日に保安院が行った、新耐震指針による既設原子炉施設に係る耐震安全性評価の指示	第4準備書面	5	
	高尾氏	土木調査グループ課長高尾誠	第4準備書面	7	

	高橋意見書	高橋秀人氏作成の意見書(丙二共第3号証)	原審第18準備書面	69	
	宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	原審第3準備書面	1	
	宅建業法	宅地建物取引業法	原審第3準備書面	4	
	谷岡教授	谷岡勇市郎教授	原審第16準備書面	20	
	谷岡・佐竹論文	谷岡教授及び佐竹教授が公表した論文(谷岡勇市郎, 佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年」(平成8年)(丙口第61号証)	原審第27準備書面	19	
子	筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	原審第3準備書面	1	
	筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決, 関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決の3つの判決	原審第3準備書面	1	
	千葉地裁平成29年判決	福島第一発電所事故について判示した千葉地方裁判所平成29年9月22日判決	原審第25準備書面	12	
	中間指針	「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」	5部判決	327	
	中間指針第一次追補	「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」	5部判決	327	
	中間指針第二次追補	「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域の見直し等に係る損害について)」	5部判決	327	
	中間指針第四次追補	「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」	5部判決	327	
	中間指針等	中間指針, 中間指針第一次追補, 中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補の総称	5部判決	327	
	中長期検討計画	津波溢水アクシデントマネジメント対策の検討においては, 浸水したと仮定して, プラント停止, 浸水防止, 冷却維持の調査を行うものとされ, また, 対策検討スケジュールとして, 平成17年度から平成22年度までの期間を想定したスケジュール	原審第1準備書面	20	
	長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価	答弁書	9	
	長期評価の見解	平成14年に地震本部が公表した長期評価の中で示された津波地震に関する見解	原審第16準備書面	3	

	調査義務	規制権限を適時適切に行使するために、常に耐震安全性に関わる新たな科学的知見に目を配り、それらの収集、調査検討を経て耐震安全性に関する被告国の規制に反映すべきものを適時適切に選定していく義務	原審第27準備書面	2	
ツ	津金氏	津金昌一郎氏	原審第18準備書面	70	
	都司	平成14年長期評価公表当時の推進本部地震調査委員会の委員であった都司嘉宣(元東京大学地震研究所准教授)	5部判決	207	
	筒井氏	筒井哲郎氏	第9準備書面	4	
	筒井氏ら	筒井哲郎氏及び後藤政志氏	原審第26準備書面	261	
	津波PRA標準	原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準:2011	原審第23準備書面	20	
	津波評価技術	土木学会原子力土木委員会刊行の「原子力発電所の津波評価技術」	答弁書	14	
	津波担当部署	土木調査グループのほか、一審被告東電の土木技術グループ、建築グループ、機器耐震技術グループ等の津波評価及び津波対策担当部署	第4準備書面	18	
	津波評価技術2016	原子力発電所の津波評価技術2016	原審第23準備書面	23	
	津村博士	津村建四朗	原審第11準備書面	6	
	鶴博士	鶴哲郎博士	第4準備書面	62	
鶴論文	平成14年12月に日本海溝沿いの海底地形・地質に関する最新の知見として公表された鶴哲郎博士らの論文	控訴答弁書	52		
テ	テチャ川論文	Krestininaらの「テチャ川コホートにおける長期間の放射線被爆とがんによる死亡」の論文	原審第18準備書面	57	
	電気事業法	本件設置等許可処分当時の電気事業法(平成24年法律第47号による改正前の電気事業法)	答弁書	27	
	電気室等の新設	電源設備(配電盤等)の機能維持及び非常用ディーゼル発電機および燃料タンクの機能維持	第9準備書面	2	
	電共研	電力共通研究	控訴答弁書	34	
	電事連	電気事業連合会	控訴答弁書	103	

ト	東京高裁今村証言	別件訴訟における今村教授の証言(丙口第196号証)	控訴答弁書	43	
	東京電力津波調査報告書	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果にかかる報告(その2)	原審第14準備書面	6	
	東京電力津波調査報告書	「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告(その2)」	控訴答弁書	168	
	東京地裁判決	東京地方裁判所平成30年3月16日判決	第6準備書面	41	
	東京地裁別件訴訟	東京地方裁判所民事第32部に係属する本件と同種の事件(平成26年(ワ)第5697号等損害賠償請求事件)	第9準備書面	1	
	東通発電所	被告東電の東通原子力発電所	原審第19準備書面	2	
	東電津波対応方針	一審被告東電が、平成20年10月16日から同年12月10日にかけて、首藤名誉教授、佐竹教授、高橋教授、今村教授及び阿部勝征教授(阿部氏)に対し、土木学会に研究を委託した上で示した、耐震バックチェックまでに研究が間に合わないのであれば、耐震バックチェックには既存の津波評価技術に基づく津波評価で対応するが、研究の結果として必要とされる対策については一審被告東電が確実に行うという方針	控訴答弁書	101	
	東電設計	東電設計株式会社	原審第25準備書面	24	
	東北電力	東北電力株式会社	原審第20準備書面	1	
	土木調査グループ	一審被告東電本店原子力・立地本部下の原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木グループ	第4準備書面	7	
	泊発電所	北海道電力株式会社泊原子力発電所	原審第1準備書面	20	
ナ	ナカヤチ 中谷内氏	中谷内一也氏	原審第18準備書面	98	
	名倉氏	名倉繁樹氏	原審第16準備書面	21	
	名古屋地裁判決	名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟(同裁判所平成25年(ワ)第2710号ほか)について、令和元年8月2日に同裁判所が言い渡した判決	第3準備書面	2	
	7省庁手引き	「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	5部判決	76	

	ノカガヤ 行谷ほか(2010)	宮城県石巻・仙台平野および福島県請戸川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション(活断層・古地震研究報告第10号)(行谷佑一・佐竹健治・山木滋)(丙口第44号証)	第4準備書面	73
二	2007年勧告	ICRPの2007年勧告	原審第18準備書面	6
	2013年報告書	UNSCEARが、平成25年10月の国連総会において、電離放射線の線源、影響及びリスクについて報告した報告書	5部判決	301
	2017年白書	UNSCEAR2017年白書	原審第18準備書面	45
	二段階審査	伊方原発訴訟最高裁判決が示した、従前の設置許可処分が、行政処分として違法状態になっている場合がどのような場合かを判断する枠組み(当初の安全性の判断の適否に関する裁判所の審理判断が、具体的審査基準の設定及び同基準への適合性の審査に科学的、専門技術的裁量が認められることを前提として、同基準に不合理な点があるか否かを審査し〔第一段階の審査〕、更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する〔第二段階の審査〕)	第3準備書面	4
	日本海溝・千島海溝調査会	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会	5部判決	212
	日本海溝・千島海溝報告書	平成18年の日本海溝・千島海溝調査会による報告	原審第16準備書面	49
	日本原電	日本原子力発電所株式会社	控訴答弁書	193
ハ	萩原マップ	別紙20「地体構造区分」	5部判決	180
	バックチェックルール	保安院が平成18年9月20日に策定した「新耐震審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」	5部判決	220
	浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	原審第1準備書面	20
	浜岡二重扉方式	本件事故後、浜岡発電所において、中部電力株式会社が津波対策として講じた、原子炉建屋大物搬入口の強度強化扉及び水密扉を設置するという対策	第8準備書面	62
	パラメータスタディ	設計上の想定津波の不確定性を設計津波水位に反映させるため、基準断層モデル(波源モデル)の諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施すること	控訴答弁書	35
ヒ	被告東電	東京電力ホールディングス株式会社	5部判決	410

避難区域	原災法に基づき、福島第一発電所から半径20Km圏内、福島第二発電所から半径10km圏内で住民の避難を指示した区域	原審第8準備書面	14	
避難指示等対象区域	中間指針を提示した平成23年8月5日の時点で、被告国による避難等の指示等があった区域(避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、南相馬市が住民に一時避難を要請した区域)	原審第26準備書面	390	
避難所等	避難所、体育館、公民館等	5部判決	331	
避難等に係る精神的損害	避難に係る精神的損害及び屋内避難に係る精神的損害の損害額	5部判決	330	
避難に係る精神的損害	対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者及び本件事故発生時には避難指示等対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり阻害されたために生じた苦痛に係る精神的損害	5部判決	330	
避難が長期化する場合の慰謝料	避難が長期化する場合の精神的損害の損害額	5部判決	340	
避難が長期化する場合の精神的損害	長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等	5部判決	340	
評価基準値	耐震設計時の判断基準となる民間規格・基準類で定められている値	原審第22準備書面	16	
評価値	基準地震動を用いた解析において算定される計算結果	原審第22準備書面	16	
深尾・神定論文	1980年に発表された深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	原審第6準備書面	34	
付加的対策	「結果回避のための必要条件」である3つの対策に付加的に講じる対策(防潮堤の設置、可搬式過酷事故対策設備の設置、建屋等の水密化、及び非常用淡水注入システムの新設)	第9準備書面	3	
福岡地裁判決	福岡地方裁判所令和2年6月24日判決	第6準備書面	36	
福島第一原発	福島第一原子力発電所	5部判決	7	
福島第二発電所	東京電力福島第二原子力発電所	答弁書	8	
福島地裁判決	福島地方裁判所平成29年10月10日判決(判例時報2356号)	控訴答弁書	5	

平成3年の海水漏えい事故	福島第一原発1号機において、平成3年10月30日に発生した、「補機冷却水系海水配管からの海水漏えいに伴う原子炉手動停止」の事故	5部判決	231	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた耐震設計審査指針	5部判決	48	
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた安全設計審査指針	5部判決	48	
平成14年推計	平成14年3月被告東電が実施した「津波評価技術」に基づく津波推計計算	5部判決	93	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	答弁書	23	
平成20年試算	平成20年に明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算	原審第16準備書面	156	
平成20年推計	被告東電が、平成20年4月に「長期評価の見解」を用いて行った推計	5部判決	127	
平成20年推計津波	平成20年推計による津波	5部判決	127	
別件訴訟	東京高裁平成29年(ネ)第2620号(本件の同種訴訟)	第4準備書面	15	
別訴筒井氏ら意見書(3)	令和元年6月4日付けの「意見書(3)」と題する書面(丙ハ第168号証)	第9準備書面	3	
木 保安院	原子力安全・保安院	答弁書	4	
防護レベル	一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標をもったいくつかの障壁	原審第25準備書面	15	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	5部判決	40	
防潮堤等	防潮堤・防波堤等	原審第25準備書面	14	
本件事故	福島第一原発から放射性物質が放出される事故	5部判決	7	
本件地震	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震	5部判決	7	
本件津波	本件地震に伴う津波	5部判決	7	
本件設置等許可処分	福島第一原発1号機ないし4号機の設置許可処分又は変更許可処分	5部判決	12	

	本件各判決	宅建業者最高裁判決, クロロキン最高裁判決, 筑豊じん肺最高裁判決, 関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決, 上記5つの判決	原審第3準備書面	1	
	本件筒井氏ら各意見書	筒井氏ら作成の各意見書(甲ハ第40号証, 第57号証, 第58号証)	第9準備書面	1	
	本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	5部判決	222	
マ	松澤教授	松澤暢教授	原審第11準備書面	15	
	松澤・内田論文	平成15年に低周波地震と津波地震について公表された論文(松澤暢, 内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」)	控訴答弁書	86	
	松山氏	松山昌史氏	第7準備書面	34	
ミ	3つの対策	電気室等の新設(電源設備(配電盤等)の機能維持及び非常用ディーゼル発電機および燃料タンクの機能維持)及び最終ヒートシンク確保対策	第9準備書面	2	
	ミドリ十字	株式会社ミドリ十字	原審第5準備書面	21	
ム	無限鉛直壁	一律に無限高さ又は十分高いことが明らかな高さの鉛直壁	原審第17準備書面	2	
	武藤副本部長	武藤栄原子力・立地本部副本部長	第4準備書面	19	
ヤ	山形地裁判決	山形地方裁判所令和元年12月17日判決	第6準備書面	36	
	山口教授	山口彰教授	原審第11準備書面	5	
	山下センター長	山下和彦新潟県中越沖地震対策センター長	第4準備書面	19	
ヨ	横浜地裁判決	横浜地方裁判所平成31年2月20日判決	第6準備書面	41	
	吉田部長	吉田昌郎原子力設備管理部長	第4準備書面	19	
	4m盤	非常用海水ポンプの設置されたO. P. +4メートル盤	控訴答弁書	161	
	4省庁報告書	「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	5部判決	69	

	4省庁報告書等	4省庁報告書及び7省庁手引きの総称	控訴答弁書	33	
ロ	炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	5部判決	29	
ワ	渡辺氏	渡辺敦雄氏	原審第14準備書面	1	
	渡辺意見書	渡辺敦雄氏の意見書	原審第14準備書面	1	